



● 令和5年4月1日現在の受益面積及び組合員数

市 別	地目	西尾市	岡崎市	計
受益面積 (ha)	田	3,326	156	3,482
	畑	1,524	2	1,526
組合員数 (人)		11,793	487	12,280

令和3年度決算 (財務状況の公表)

(令和4. 1. 14(合併日)~3. 31まで)

一般会計

収 入

支 出

科目	決算額(円)	摘要	科目	決算額(円)	摘要
土地改良事業収入	1,659,139	賦課金、負担金	一般管理費支出	43,072,581	運営事業費、事務所費
補助金等収入	129,827,311	県・市補助金	土地改良事業費支出	63,000,378	維持管理費
附帯事業収入	27,913,016	他目的使用料、手数料、多面的受託料	土地改良事業負担金支出	61,341,832	県営事業分担金
業務受託料収入	1,040,600	換地業務、施設操作	借入金返済支出	1,858,000	公庫資金償還金
雑収入	2,287,030	利息、過年度収入、雑収入	支払利息	2,519	借入金利息
借入金収入	10,625,000	公庫資金借入金	固定資産取得支出	0	土地取得、車両運搬具
基本財産取崩収入	0	土地改良事業基金	他会計繰出金	192,910,000	土地改良事業基金、退職給与積立
特定資産取崩収入	0	農地転用決済金積立	雑支出	4,575	過年度支出
固定資産売却収入	0	土地売却	予備費	0	予備費
他会計繰入金	45,308,716	羽布ダム小水力発電交付金			
繰越金	303,077,710	旧改良区繰越金			
合 計	521,738,522		合 計	362,189,885	

特別会計

1. 農地転用等決済金特別会計

収入・支出/1,634,969,947円 差引残金なし

3. 羽布ダム小水力発電交付金特別会計

収入・支出/45,308,716円 差引残金なし

2. 土地改良事業基金積立金特別会計

収入・支出/2,407,952,913円 差引残金なし

4. 退職給与積立金特別会計

収入/142,644,018円・支出/0円  
差引残金/142,644,018円 次年度へ繰越

● 令和5年3月16日開催の通常総代会にて承認されました。

## 県営事業

### 1. 維持管理事業

地区名	令和5年度予算額 千円	摘要
羽布ダム地区	9,582	羽布ダムの維持管理
矢作南部地区	24,638	細川、乙川、鹿乗、吉良古川頭首工の維持管理

### 2. 水質保全対策事業

地区名	全体		令和4年度まで			令和5年度予定		事業 工期
	事業費 千円	事業量	事業費 千円	事業量	進捗率 %	事業費 千円	事業量	
将監3期地区	927,000	用水路工 1,465m	239,098	用水路工 473m	26	105,000	用水路工 250m	R2-R7
高落2期地区	291,000	用水路工 172m	268,376	用水路工 172m	92	5,000	雑工 1式	H29-R7
高落3期地区	1,400,000	用水路工 2,182m	1,090,971	用水路工 1,725m	78	169,000	用水路工 180m	H30-R5
高落4期地区	273,000	用水路工 195m	233,467	用水路工 195m	86	25,000	付帯工 1式	R1-R5

### 3. 特定農業用管水路特別対策事業

地区名	全体		令和4年度まで			令和5年度予定		事業 工期
	事業費 千円	事業量	事業費 千円	事業量	進捗率 %	事業費 千円	事業量	
平坂地区	3,206,000	用水路工 38,765m	217,804	用水路工 2,168m	7	65,000	用水路工 870m	R2-R10

### 4. 排水施設保全対策事業

地区名	全体		令和4年度まで			令和5年度予定		事業 工期
	事業費 千円	事業量	事業費 千円	事業量	進捗率 %	事業費 千円	事業量	
治明地区	353,000	排水機場 1か所	325,020	排水機場 1か所の一部	92	10,000	排水機場 1か所の一部	H30-R5

### 5. 経営体育成基盤整備事業(ほ場整備事業)

地区名	全体		令和4年度まで			令和5年度予定		事業 工期
	事業費 千円	事業量	事業費 千円	事業量	進捗率 %	事業費 千円	事業量	
荒井地区	1,677,000	区画整理 65.7ha	878,570	区画整理 23.3ha	21	119,900	区画整理 6.8ha	H30-R9



経営体育成基盤整備事業 荒井地区



水質保全対策事業 高落4期地区



排水施設保全対策事業 治明地区

改良区事業

令和4年度は、通常の維持管理事業のほかに、単独土地改良事業16地区を行いました。

維持管理事業



水路補修工事状況（刈宿町地内）



水路補修工事状況（今川町地内）

単独土地改良事業



小規模かんがい排水工事状況（下羽角町地内）



緊急漏水補修工事状況（吉良町富田地内）



緊急漏水補修工事状況（西小槲町地内）



ゲート整備工事状況（奥田町地内）



農道舗装工事状況（田貫町地内）



緊急漏水補修工事状況（吉良町荻原地内）

## 令和5年度の賦課金について

通常総代会にて下記のとおり決定しました。

## 経常賦課金

(10a当り・単位：円)

区 分	種 別	田	畑
用 水 部	連合に所属する田 (畑かん含む)	3,500	—
	連合に所属しない田 (ため池係等)	3,000	—
排 水 部	全域 (畑かんは田と同等)	2,000	1,500
ほ場整備	事業実施区域	1,000	1,000

## 事業賦課金

区 分	種 別	田	畑
かんがい排水事業 (古川水系未精算地区)	給水栓設置区域	10,500	—
	放流工給水区域	1,950	—
	小藪地区 (実録新田)	1,000	—

- 用水利用の有無に関わらず、区域内農地の土地台帳地目により賦課金がかかります。

## 令和5年度の農地転用等決済金について

通常総代会にて下記のとおり決定しました。

(10a当り・単位：円)

区 分	種 別	田	畑
		田→宅地	畑→宅地
用 水 部	連合に所属する田 (畑かん含む)	105,000	—
	連合に所属しない田 (ため池係等)	90,000	—
排 水 部	全域 (畑かんは田と同等)	60,000	45,000
ほ場整備	事業実施区域	30,000	30,000
かんがい 排水事業 (用水部決済金に加算)	給水栓設置区域	262,500	—
	放流工給水区域	48,750	—
	小藪地区 (実録新田)	25,000	—
		※給水栓設置区域、放流工給水区域及び小藪地区の特別賦課金納付途中の場合、納めた年数の金額を引く。	

## ● 決済金とは

農地転用などにより地区除外する場合は、土地改良法(第42条第2項)により決済が義務づけられています。

今後の維持管理費については区域内の農地が減少しても、用排水路及びパイプライン等の維持管理費は減少しませんので残存農地が負担過重とならないよう農地転用される時その農地にかかる今後相当期間の維持管理相当分を納めていただくものです。

**賦課金の完納にご協力ください**

納付期限 前期分：7月31日 後期分：10月31日

本年度の賦課金納付期限は上記のとおりです。納付期限内に納入されなかった場合は、**延滞金**が加算されます。期限内に納入下さるようお願い致します。尚、金融機関からの納入は、振込手数料が必要となります。ただし、下記の金融機関の窓口からの納入には振込手数料がかかりませんので、ご利用ください。

[ ・西三河農協 ・西尾信用金庫 ・あいち三河農協 ]

**組合費の納入は口座振替が便利です**

[取扱金融機関 ・県下農業協同組合・西尾信用金庫・三菱UFJ銀行・愛知県中央信用金庫・愛知県信漁連]

- 金融機関の窓口に行く手間が省け、振込手数料もかかりません。また、納入忘れがなくなり、延滞金が発生することはありません。
- 口座振替依頼書は、西三河農協、西尾信用金庫、三菱UFJ銀行、愛知県中央信用金庫、愛知県信漁連の窓口にて用意してあります。分からない場合は、ご連絡下さい。
- 口座振替をご利用の方は、振替日前に口座の残高をご確認下さい。

**必ず届け出をお願いします！**

毎年4月1日現在が賦課金の算定基準日です。届出がないと従来の組合員に賦課徴収されます。異動・農地転用がありましたら、速やかに届出をしてください。

## ● 「組合員資格得喪通知書」 (組合員(耕作者)異動届)

1. 組合員の方が死亡(相続)されたとき
2. 組合員の方が住所などを変更したとき
3. 農地を売買・交換・または貸借を変更したとき

市役所(農業委員会)に届出済、または所有権移転登記済であっても、

**直接、西尾土地改良区に届出がないと、賦課台帳は変わりません。**

## ● 「農地転用等の通知書」

1. 農地転用(宅地、駐車場などに地目変更)したとき
2. 公共用地(道路、河川用地など)になったとき
3. 水田を畑にするなど土地の利用目的を変えたとき

地区除外の届出がないと台帳から除外できないため、従来通り賦課徴収されますので、ご注意ください。

※ 「組合員資格得喪通知書」「農地転用等の通知書」「他目的使用(占用、排水注入)」「境界立会」等の各申請書の様式は、西尾土地改良区ホームページよりダウンロードできます。

問合せ先 : (0563) 56-2340

**お 願 い ！**

- 農業用水は組合員みんなの水です。かけ流しの無いよう、ご協力をお願いします。
- 当改良区としましても危険防止には、鋭意努力を致しておりますが、各位におかれましても人身事故防止に格段のご協力をお願いします。
- 代かき(乾田直播を含む)による河川の水質汚濁が起きないように配慮して作業をお願いします。(川や海を汚さないようご協力をお願いします。)
- 水路法面の保護には十分な配慮をして頂きますようお願いいたします。

- **大切な農地と農業用水を守りましょう**

農地及び農業用水は、私たちが生きるうえで大切な食料の生産基盤であり、心安らぐ自然環境の保全とともに自然災害から私たちを守ってくれます。組合員の皆さんと農業を通じ地域の環境と農地の保全に努めてまいりますので、ご理解、ご支援をお願いします。